

地球温暖化対策実施状況書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社 清水屋
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	愛知県春日井市瑞穂通5丁目33番地
工場等の名称	清水屋 藤が丘店
工場等の所在地	愛知県守山区森孝東1-509
業 種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	小売業
計 画 期 間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策実施状況書の公表方法等

公 表 期 間	令和5年5月8日 ~ 令和5年8月6日		
公 表 方 法	○	掲示 閲覧	(場 所) 1F店舗内掲示板
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊 子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-773-1515		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

- ①地球温暖化対策は我々共同生活を営む上で重要課題であるという認識を持って推進する
- ②省エネ対策には限界はないという意識を持って進める。
- ③周囲全体を巻き込んで各対策を進める
- ④廃棄物減量化リサイクル化を一層進める

(2) 地球温暖化対策の推進体制

社長⇒ 店長

↓

各部長

→

各課責任者

↓

各ブロック責任者

↓

その他従業員

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。
- 備考4 温室効果ガスみなし総排出量とは、温室効果ガス総排出量に対し、クレジット等の環境価値に相当するもの及び再生可能エネルギー等の利用による温室効果ガスの削減量等を調整したものをいいます。

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置の実施状況

[illegible]

指針第 2 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用の状況

ア 計画期間 1 年度目（令和 4 年度）における利用の状況

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 上記のうち、他のものに供給した電力及び熱

区 分	再生可能エネルギーの種類	温室効果ガス換算量（みなしの削減量）
電 力		t-CO ₂
熱		t-CO ₂

(3) 環境価値（クレジット等）の活用状況

計画期間 1 年度目（令和 4 年度）におけるクレジット等の利用

クレジット等の種類	創出地	温室効果ガス換算量（みなしの削減量）
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

(4) みなしの排出量の算定に利用した温室効果ガス換算量（みなしの削減量）の合計

t-CO ₂

(5) その他の地球温暖化対策に係る措置の実施状況

・ 個別空調設置にともない冷温水発生機運用見直し実施 ・ 機械室送排風機の運用見直し
--

(6) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組の実施状況

--